

清水小学校いじめ防止基本方針



平成27年2月作成

平成30年8月改定

令和2年3月改定

令和4年3月改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

平成25年9月に、いじめ防止対策推進法が施行され、平成29年3月には、文部科学省が、「いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しを行った。平成29年10月には、「鹿児島県いじめ防止基本方針」の改定が行われ、平成30年3月には、「鹿児島市いじめ防止基本方針」の改定が行われた。

清水小学校いじめ防止基本方針は、鹿児島県において策定されたいじめ防止基本方針、鹿児島市において策定されたいじめ防止基本方針の改定を踏まえ、これまで推進してきた取組をより実効的なものとするために見直しを行い、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭・地域や関係機関と積極的に連携していじめ問題の克服に向けて取り組む事を目的として策定するものである。

鹿児島市立清水小学校（以下、「本校」という）の児童がいじめでつらい思いをすることがないように、私たち大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たすとともに、児童も安心して豊かな集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない風土を醸成していかねばならない。

I いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。（『鹿児島市いじめ防止基本方針』より抜粋）

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）

（定義）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などとの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- (1) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- (2) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行わず、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、いじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。

いじめの態様（例）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる
 - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない
 - ・ わざと会話をしない
 - ・ 席を離す、避けるように通る
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ くつを隠される
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる
 - ・ 人前で衣服を脱がされる
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載される
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる
 - ・ SNSのグループからわざと外される

- (3) いじめられていても、本人がそれを否定する可能性があることを踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- (4) 外見的にはけんかのように見える場合や、インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合についても、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- (5) いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為

が心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、加害者がすぐに謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合などにおいては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、全てが厳しい指導を要するとは限らないことにも留意する。

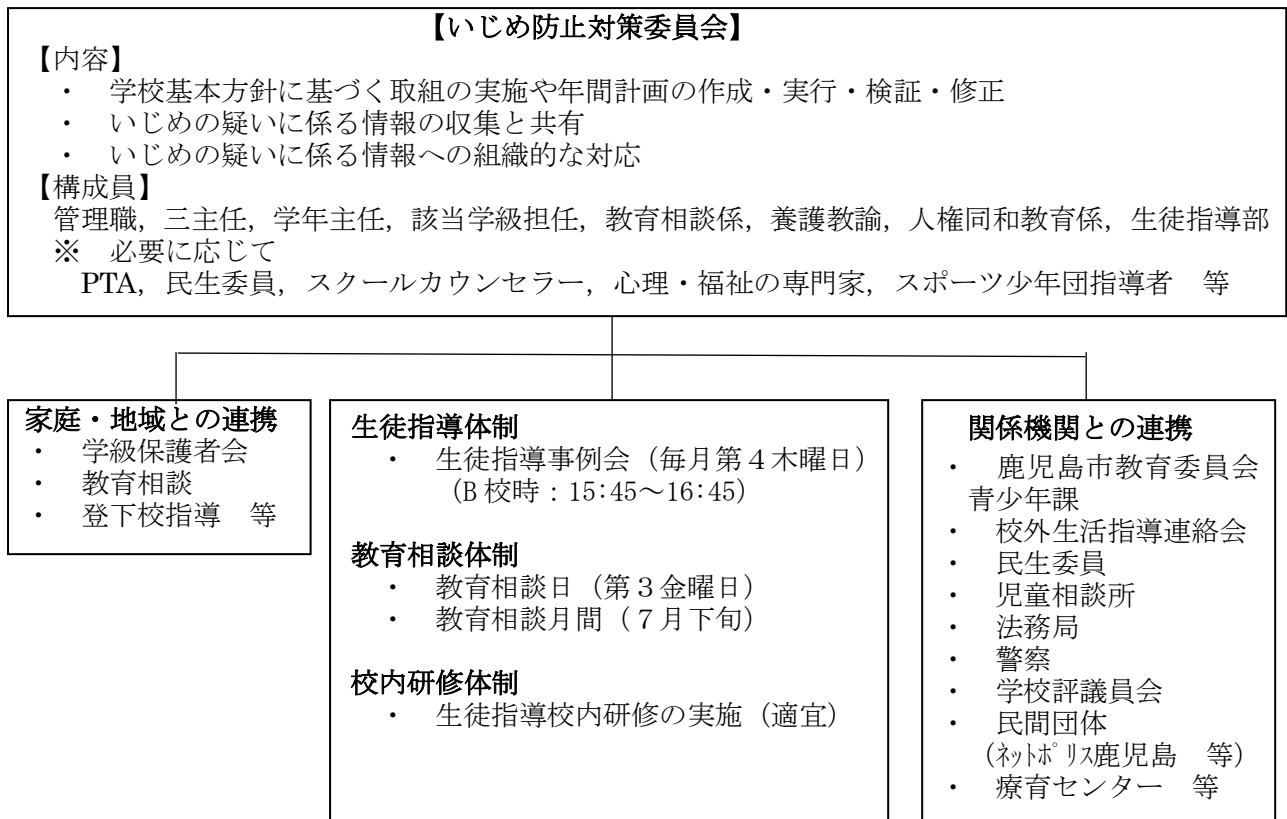
- (6) 厳しい指導を要しない場合であっても、法が定義するいじめに該当する場合には、事案を学校のいじめ対策組織へ情報共有する。
- (7) 必要に応じて、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 学校及び教職員の基本姿勢

- (1) 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に気持ちよく取り組めるために、いじめが絶対に起こらないようにする。
- (2) 「いじめは絶対に許されない行為である」という認識に立つ。
- (3) いじめられた児童の立場に立ち、児童の生命・心身の保護を最重要として解決に当たる。
- (4) 家庭・地域との連携を密にして、関係者がそれぞれの役割を果たしながら組織的に問題の解決に当たる。

4 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

本校では、いじめ防止対策推進法第22条に則り、いじめの問題に対する指導体制を十分機能させていくために、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的・継続的な取組を行っていく。



5 関係機関との連携

- (1) 学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。
- (2) 警察や児童相談所等と適切な連携を図るために、日頃から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口相談や連絡協議会の開催など、情報共有体制を構築しておく。
- (3) 教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携を図ったり、法務局など、
- (4) 学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知する。

【連携する機関及び連絡先】

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	2 2 7 - 1 9 7 1
鹿児島市教育相談室	2 2 6 - 1 3 4 5
県警察本部（少年サポートセンター）	2 3 2 - 7 8 6 9
鹿児島中央警察署	2 2 2 - 0 1 1 0
鹿児島春日交番	2 4 7 - 2 3 7 6
県総合教育センター教育相談課	2 9 4 - 2 7 8 8
県中央児童相談所	2 6 4 - 3 0 0 3
鹿児島市子ども福祉課	2 1 6 - 1 2 6 0
鹿児島地方法務局	2 5 9 - 0 6 8 0
ネットポリス鹿児島	http://npk.sblo.jp/
五校連絡会（大龍小学校）	2 4 7 - 2 0 1 6
五校連絡会（清水中学校）	2 4 7 - 7 2 1 1
五校連絡会（鹿児島玉龍中・高校）	2 4 7 - 7 1 6 1
五校連絡会（鹿児島東高校）	2 4 7 - 2 0 0 0

Ⅱ いじめの防止等のための取り組み

1 いじめの防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの防止に取り組む。未然防止の基本は、児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育て、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることも大切である。本校では、いじめの防止のために、以下の項目について、家庭・地域と協力し合い、取組を推進していくことの必要性を共通理解しておく。

(1) 児童理解に努める

ア 年度当初の職員会議や校内研修で学校の基本方針の周知を図り、「いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）（5/25～6/25）」や「いじめ問題を考える週間（学期当初）」「地域が育む『かごしまの教育』県民週間（11/1～7）」等で、自他の心を見つめなおす授業や話し合い活動、講話等を行う。

イ 日常的な児童観察に加え、いじめに係る児童の状況を把握するために、いじめに特化したアンケート調査を定期的（6月、10月、2月）に実施し、気になる児童には迅速に個人面談を行い、児童の気持ちの変化を捉える。

ウ 児童理解の時間を毎週の学年会を中心に位置付け、情報収集を図るとともに、生徒指導ファイル（スズキ校務）に記載し、翌週の第4木曜日の生徒指導事例報告会で、全校体制において情報の共有と周知を行う。

エ 児童一人一人の状態や学校生活への困り感を様々な観点から捉えるために、「学校楽しい〜と」を全校児童に年2回（4月と9月の「いじめを考える週間」に）実施する。児童が回答した結果を分析し、適切な支援策を検討していく。

(2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

ア 「いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）」や「いじめを考える週間」において、いじめ防止についての理解と認識を深めるための主体的な活動を推進する。

- ・ いじめ防止の標語作成やポスター制作（4月、5月）
- ・ 児童会活動における自主的な取組（委員会での放送活動や掲示など）

イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

- ・ かけがえのない生命の尊さを理解するために、「いのちの教育」を、道徳科及び全教育活動を通じて充実させ、児童の思いやりの気持ちや他者の生命を尊重する態度を育む。各学年で実施日を統一して、年間1回は道徳科の授業を行う。
- ・ 人権尊重の視点から、全教育活動を通じて、児童一人一人に「いじめは絶対に許されない」という態度を育む。12月の人権集会において、全員が学年毎のテーマに即した人権作文を書き、作文を交流することで人権尊重の姿勢を学び、自分の意志で行動が取れるように指導する。

ウ 自主的・体験的活動の推進による自尊感情と好ましい人間関係の構築を図るために、異学年による清掃活動やSGE（構成的エンカウンター）等を取り入れた集団作りを行う。

エ 心のつながりを深めるあいさつ運動を推進する。毎月第2週を「あいさつ週間」と位置づけ、

全校によるあいさつ運動を行う。また、五校あいさつ運動を通して、中・高校生や地域の方とのあいさつも積極的に行う。

オ 豊かな感性を培う読書活動の推進を図る。10月に読書感想画や読書郵便作成期間を設定し、情操教育を推進する。

(3) いじめが起きにくい集団の育成

ア 教師は、人間関係づくりという視点から学級教育目標を立て、日々の学級経営に反映させるとともに、「いじめは絶対に許さない」という教師側の姿勢を示し学級づくりに努める。

イ 学級の教師と児童の関係や児童相互の関係において、共感的な相互交流（関わり合い・ふれあい）や相互理解（自己理解・他者理解）相互援助といった思いやりのある人間関係を促進するために、毎月第1週の朝活動に仲間づくりの時間を設け、S S T（ソーシャルスキルトレーニング）やS G C（構成的エンカウンター）等を取り入れた活動を行う。

ウ 一人ひとりのよさを活かした、「分かる・できる」授業づくりを推進する。

エ 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。教師が日記帳等による子どもからの情報を見逃さない姿勢を示したり、行事等を通して集団の連帯感を深め、成果を称賛したりする。

オ コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決する自己解決能力を育てる。

カ 人間関係を深める異学年交流を推進する。（地域の友達を知ろう・全校レクリエーション・児童集会等）

キ 保護者同士のコミュニケーションがより図れるよう適切なP T A活動を進める。

保護者同士が話しにくい雰囲気であればS G E（構成的グループエンカウンター）を取り入れるなど、雰囲気作りも考慮する。

ク 担任が、P T A活動や学年・学級活動、地域の行事等に積極的に参加し、情報収集を得ることでいじめ発生防止に努める。

(4) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

ア すべての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。

イ 全校朝会での表彰式や学校だより等を利用し、児童の頑張りを他の多くの児童や保護者等に紹介し、自尊感情を高める。

ウ 教師は、暴言等の否定的な発言をせず、プラス志向の発言に努める。（アンガーマネジメント）

2 いじめの早期発見・早期対応

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そこで、全職員が日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにすることや気になることを日頃から教職員同士（放課後、学年会等）や保護者（教育相談日・学級保護者会等）また関係機関と連絡を取り合う関係を築いておくことが重要である。

本校では、以下の7項目において、具体的な取組を組織的・計画的に実践する。（市基本方針参照）

- (1) アンケートの定期的な実施による情報の収集と共有
 - ・ 4月と9月に「学校楽し〜と」を実施する。
 - ・ 6月, 10月, 2月にいじめに特化したアンケート「すっきりシート」を実施する。
- (2) 「いじめ発見のチェックポイント」を活用し, 学級の様子や児童一人一人の表情や行動を観察する。
- (3) 県作成の「いじめ対策必携」の活用
 - ・ 「いじめ防止啓発強調月間(ニコニコ月間)」における教職員の指導体制作りに活用
 - ・ 職員研修での確認
- (5) 定期的な教育相談による児童の状況把握と情報共有
 - ・ 7月と11月に教育相談を実施
 - ・ 毎週金曜日の放課後を教育相談日として設定
- (6) スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用
 - ・ スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の案内文の配布と周知(4月)
 - ・ スクールカウンセラーの積極的活用による児童・保護者との面談を定期的実施
- (7) 管理職をはじめ, 全職員による校内巡視等の実施
 - ・ 作業時間や放課後等に学年による校内巡視を実施
- (8) 学校の取組の発信及び情報の収集・共有
 - ・ 学校便りでの情報発信
 - ・ 学級保護者会, 小中連携の会, 民生委員と語る会等での情報交換

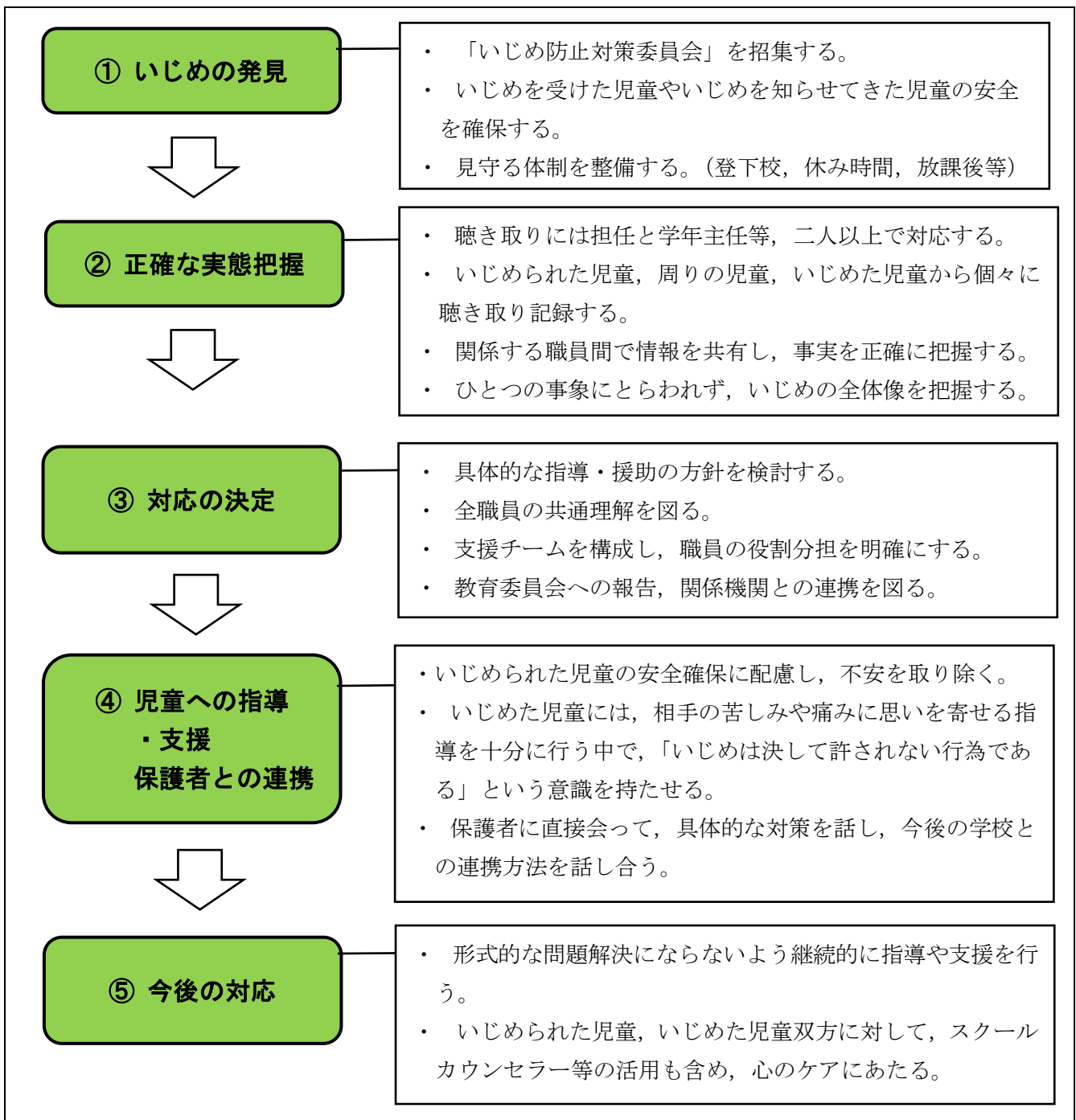
日 常 の 取 組

学級担任	養護教諭	学年	生徒指導主任	家庭・地域との連携
<ul style="list-style-type: none"> ○ 授業・給食・掃除・休み時間等児童の行動や表情をよく観察する。 ○ 表情や服装, 宅習・日記などに気掛かりになる点はないか注意を払う。 ○ 気になる児童に声かけをし, 悩みを聞く。 ○ 児童に変わった様子はないか日頃から家庭とよく連絡を取り合う。 ○ 道徳や学級活動の時間にいじめ問題をとり上げ, 児童の意識を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の心の状態を把握し, よき話し相手になる。 ○ 保健室での子どもの様子をよく把握し, 担任と情報を共有する。 ○ 学級担任と連携して, 解決への支援をする。 ○ いじめや不登校等に関する児童の情報を学年主任や生徒指導主任に提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学年会等で子どもの様子について情報を交換する。 ○ 小さい事例も学年の問題としてとらえ, 指導の在り方や対策等について協働体制で臨む。 ○ 学級の枠を超えて児童の様子を互いに見合う。 ○ 学年主任は, いじめや不登校に関する児童の情報を生徒指導主任に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学年の子どもの状況を把握する。 ○ 保健室との連絡体制をとる。 ○ 学校全体のいじめ実態把握の手立てを講じ, 全職員へ情報の提供をする。 ○ PTAや学校評議員と連携し, 校外の情報体制を整える。 ○ 教育相談体制を整える。 ○ 問題行動について校長・教頭へ逐次状況を報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域保護者会, あいご会・学校評議員 ○ 校外での子どもの状況を観察し, 声かけや指導を心がける。 ○ 情報交換をし, 地域ぐるみで育成に取り組む体制づくりを進める。

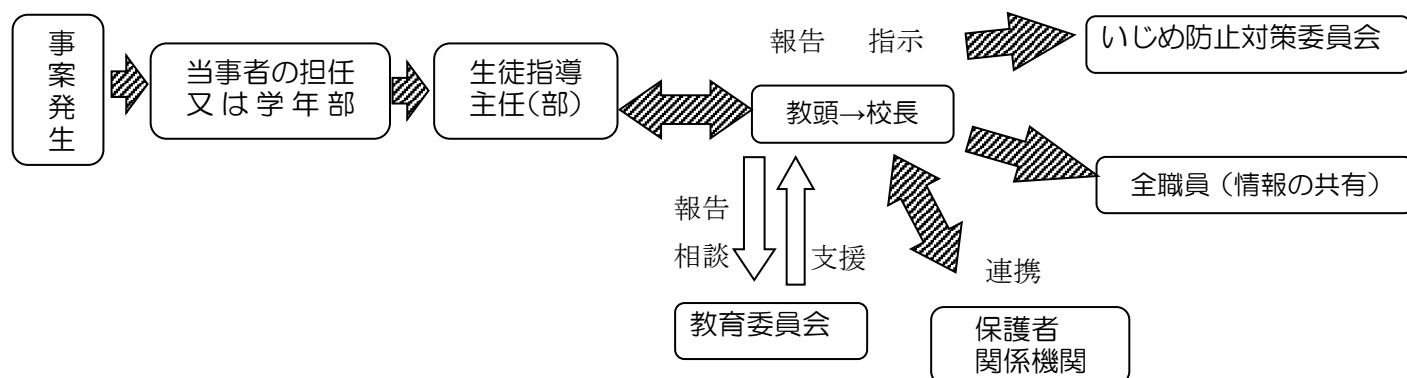
3 いじめの早期対応

本校では、いじめが確認された場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに生徒指導主任に報告し、組織的な対応を行う。担任は、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、当該児童の保護者と連携をとる。いじめたとされる児童に対して、**担任と学年主任等二人以上で正確な事実確認を行い**、状況を文書化し、情報を共有する。生徒指導主任が、早急に「いじめ防止対策委員会」を臨時に招集し、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容の共通理解を行い、いじめたとされる児童の保護者と連携を図り、適切に指導する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携を図るようにする。

(1) いじめ発生時の対応の基本的な流れ



いじめ発生時の連携



(2) 早期対応の詳細

① いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- ア いじめられたと相談に来た児童や、いじめの情報を伝えにきた児童の安全を確保する。話を聴く際は、他の児童の目に触れないように、場所や時間等に慎重な配慮を行う。
- イ 状況に応じて、いじめられた児童・いじめ情報を伝えた児童を守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の見守り体制を整備する。

② 正確な実態把握

- ア 児童への聴き取り ※担任と学年主任等、二人以上の複数で行う。
- ・ いじめられた児童、いじめたとされる児童、周囲にいる者から個別に聴き取りを行う。

〈把握すべき情報の例〉

- ・ 誰が誰をいじているのか。【加害者と被害者の確認】
- ・ いつ、どこで起こったのか。【時間と場所の確認】
- ・ どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたのか。【内容】
- ・ いじめのきっかけは何か。【背景と要因】
- ・ いつ頃からどのくらいの期間続いているのか。【期間】

- ・ いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
 - ・ 児童への聴き取りは、いじめられた児童⇒周囲の児童⇒いじめたとされる児童の順に行う。
 - ・ 情報の食い違いがないか、複数の教員で情報を共有・確認しながら聴き取りを進める。
 - ・ 一つ一つの事案にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
 - ・ 聴き取りが放課後に及んだ場合は、当該児童を自宅まで送り届け、教師（教頭同行）が保護者に直接説明する。
- イ 保護者への説明
- ・ 直接会い、保護者の心情に配慮しながら誠意をもって話す。
 - ・ 聴き取りによって把握した事実関係を正確に説明する。
 - ・ 保護者の訴えや思いを共感的態度で傾聴する。
 - ・ 児童を守り抜くことを伝え、今後の学校との連携方法を話し合う。

③ いじめ防止対策委員会での対応の指導方針や指導方法の決定、役割分担

ア 協議の内容

- ・ 緊急度の確認
- ・ 詳細な調査の必要性（調査の内容と方法の検討）
- ・ 具体的な指導・援助の方針の検討（役割分担・支援チームの構成）
- ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認
- ・ 保護者への対応
- ・ 関係機関との連携の方向性

イ 役割分担

【担任・学年主任】

- ・ いじめられた児童の事情聴取と支援 → 教頭，校長へ報告 → 指示
- ・ いじめた児童の事情聴取と指導
- ・ 保護者への対応

【教頭】 ・ 関係機関への対応 ・ 教育委員会へ対応方針について連絡・相談

【生徒指導主任】 ・ 周囲の児童生徒と全体児童への指導

④ 児童への指導・支援，保護者との連携

ア いじめられた児童への対応

- ・ 自分から話してくれたことをほめ，ゆっくりと語りかけて緊張感をほぐす。いじめられた内容やつらい思いなどを親身になって聴き，共感的に受け止め，心の安定を図る。

〈いじめられた児童と個別面談をする際の注意点〉

- ・ 秘密が守られる環境を用意する。
- ・ 焦らずせかさず共感的に接する。
- ・ 心の整理をする時間を確保する。
- ・ むしろ，これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。
- ・ まずは，教師＝味方の関係からスタートする。

- ・ いじめから全力で守ること，秘密を守ることを伝え，心配や不安を取り除き，児童との信頼関係を築く。
- ・ 大人に相談することの重要性を伝え，必ず解決できる希望を持たせる。
- ・ 今後の見守り体制を整備する。（登下校・放課後・清掃時間・休み時間）
- ・ 本人が活躍できる場を作り，ほめたり，励ましたりして自尊感情を高めるよう配慮する。

イ いじめられた児童の保護者への対応

- ・ 保護者の話を丁寧に聴く。（聴き役に徹する）
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 学校として子どもを守り通すことを十分に伝える。

- ・ 児童の家での様子を聴き取る。(最優先すべきが子どもの心のケアであるという共通認識をもつ。)
- ・ 今後の対応について説明する。(現時点で対応すべき点を具体的に説明する。判断に迷う場合は、即答せず全職員で共通理解し後日連絡する。)
- ・ 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に弾力的に対応する。

ウ いじめた児童への対応

- ・ いかなる理由があっても、いじめる行為が「命に関わる重大なこと」であり「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- ・ 事実の確認を慎重に行う。事実関係・原因・背景等の情報収集を行う。

〈いじめた児童と個別面談をする際の留意点〉

- ・ “開き直り”に対処する。教師や保護者に対して自分の都合のよい方向に言いくるめようとすることがあるが、終始毅然とした態度で「いじめは決して許されない行為」という強い姿勢を貫く。
- ・ 「被害者にも非がある」と認めてはならない。「確かに、〇〇(いじめられた児童)にも非はあるよね」と認めてはならない。「〇〇も悪いと言ったから、自分は悪くない」と都合よく解釈することがある。

- ・ 児童が行ったいじめる行為に焦点を当て、その行為が相手に与えた身体的・心理的苦痛や圧力を理解させる。
- ・ いじめられている児童の心の痛み気付かせ、自分の行為がどれほど相手の心を傷つけ苦しめているかを考えさせて反省を促す。
- ・ いじめの行為をしてしまった気持ちや状況等を十分に聴き、不満や充足感を味わえない心理等、いじめる行為の背景を理解して指導する。
- ・ 長所を生かし活動できる場を与え、賞賛することにより自信を取り戻すよう支援する。学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して注意を払う。

エ いじめた児童の保護者への対応

- ・ いじめの事実を正確に説明し、相手側のつらく悲しい気持ちを伝え、二度と同じことを繰り返さないために、学校と家庭が連携してよりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ いじめは、絶対に許されない行為であること、いじめは正当化できないという毅然とした姿勢を示す。
- ・ 保護者の心情を理解し、複数で対応する。(管理職や生徒指導係・学年主任等)
- ・ 児童の変容を図るために、家庭での今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
- ・ 謝罪の場を設けるなど、誠意をもった対応を続けるとともに、保護者の心のケアを図るため、必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用する。

オ 周りの児童への対応

- ・ いじめが起こったことを伝え、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級全体に示す。
- ・ いじめをはやし立てたり傍観したりする行為もいじめを肯定する行為であることを認識させる。
- ・ いじめを発見したら、先生や友達にすぐ知らせることが大切であることを気付かせる。いじめを訴える行為は、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・ 一人一人を認め合い、温かい友人関係を築くことができる学級作りへの取り組みを促す。

⑤ 今後の対応

ア 「いじめが解消しているか」否かをいじめられた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、いじめが「解消している」状態であると判断するにあたっては、次の2つの要件が満たされる必要がある。

◆ 「いじめが解消している」状態

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童 生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

（「いじめの防止等のための基本的な方針」 文部科学省から）

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。

イ 教育相談、日記等で積極的に関わり、その後の状況について把握に努めるとともに、いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。

ウ いじめられた児童、いじめた児童双方に対して、スクールカウンセラー等の活用も含め、心のケアにあたる。

エ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止や未然防止のために日常的に取組ことを見直し、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

Ⅲ 教育相談体制・生徒指導体制

1 教育相談体制

- (1) 「心の教育推進委員会」(生徒指導部会)を毎月実施し、児童の日常観察やアンケート等による日頃からの情報収集をもとに、解決策の検討と実施方法の策定を行い、いじめや不登校・不登校傾向の児童へ対処する。
- (2) 定期的に教育相談日を設定し、児童や保護者が悩みを相談しやすい体制を整備する。
 - ・ 7月下旬に教育相談を実施
 - ・ 第3金曜日の放課後を教育相談日として設定
- (3) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、関係機関との連携を図る。

2 生徒指導体制

- (1) 「いじめ防止基本方針」に基づき、情報を共有しながら組織的に対応すること、対応の在り方等について、全職員で共通理解を図る。
- (2) 生徒指導年間計画に沿った活動を行い、全職員が、児童へ統一した指導を行う。
- (3) 「生徒指導事例会」を毎月実施し、事例をもとに生徒指導上の問題について実態を把握し、対策を話し合う。また、生徒指導上の問題に迅速に対応するとともに、全職員へ案件を周知する。

＜ 年 間 活 動 計 画 ＞

月	月目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動	委員会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修	
4	あいさつ	年間及び1学期の活動計画の検討	「学校楽しいーと」の実施と活用①	ニコニコ月間「いじめを考える週間」の実施	あいさつ運動(全校)	各教科における指導計画の確認	家庭訪問	学校教育方針の確認	
5	安全	基本方針のHP公表「学校楽しいーと」結果の検討①		いじめ防止ポスター・標語作成					
6	時間を守る		「すっきりシート」の実施と活用			保護者向け全体指導			
7	進んで仕事	1学期の取組反省				携帯・ネット実態調査	教育相談月間		
8		「学校楽しいーと」結果の検討①				携帯・ネット実態集計		生徒指導事例研修	
9	落ち着いた行動	2学期の活動計画の検討「学校楽しいーと」結果の検討②	「学校楽しいーと」の実施と活用②	「いじめを考える週間」の実施		朝のボランティア活動 全校レク			
10	物を大切に		「すっきりシート」の実施と活用						
11	正しい言葉遣い			全校一斉道徳の授業				教育相談月間	
12	礼儀	2学期の取組反省		人権集会					
1	室内での行動	3学期の活動計画の検討					情報モラル教育授業の実施		
2	登下校		「すっきりシート」の実施と活用						
3	一年のまとめ	年間反省・次年度計画							

IV 職員研修

1 研修の必要性及び研修の機会・内容

- (1) 児童や保護者・地域から信頼される教師を目指し，県や市が主催する研修会へ参加するなど，自ら積極的に研修を積み重ねることで，指導力の向上を図る。
- (2) 児童や保護者の思いや気持ちを受け止め，十分に理解するための教育相談や生徒指導研修，いじめの定義の周知徹底をはじめとした，いじめに関する職員研修会を実施する。
 - ・ 年度当初の職員会議において，いじめの定義及び学校のいじめ防止基本方針について周知する。
 - ・ 専門的な知見を持つ講師を招聘し，生徒指導研修を行う。
 - ・ 本校での事例をもとにした生徒指導事例研修を行う。

V 家庭・地域との連携

1 家庭との連携

- (1) 担任と保護者が気軽に話ができる関係を構築し，児童の日常の表情や行動等に変化が見られる場合は，早急に連絡し，教育相談や家庭訪問を行う。
- (2) 学級保護者会・学年保護者会・保護者総会などの機会を捉えて，本校の「いじめ防止基本方針」について周知する。
- (3) いじめの問題について，家庭教育の中で規範意識の醸成などに取り組む必要性など，機を捉えて保護者への意識啓発を図る。

2 地域との連携

- (1) より多くの大人が，児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため，学校と地域が組織的に連携・協議する場を設ける。
 - ・ 学校評議員会に対して，いじめに係る取組内容や状況等を説明し，幅広い意見を求める。
 - ・ 学校の取組や児童の様子を学校だより等で積極的に地域へ情報発信する。
 - ・ まちづくり協議会や民生委員の会等と積極的に連携し，児童に関する課題について理解と協力を求める。

VI 重大事態への対処

1 重大事態の意味

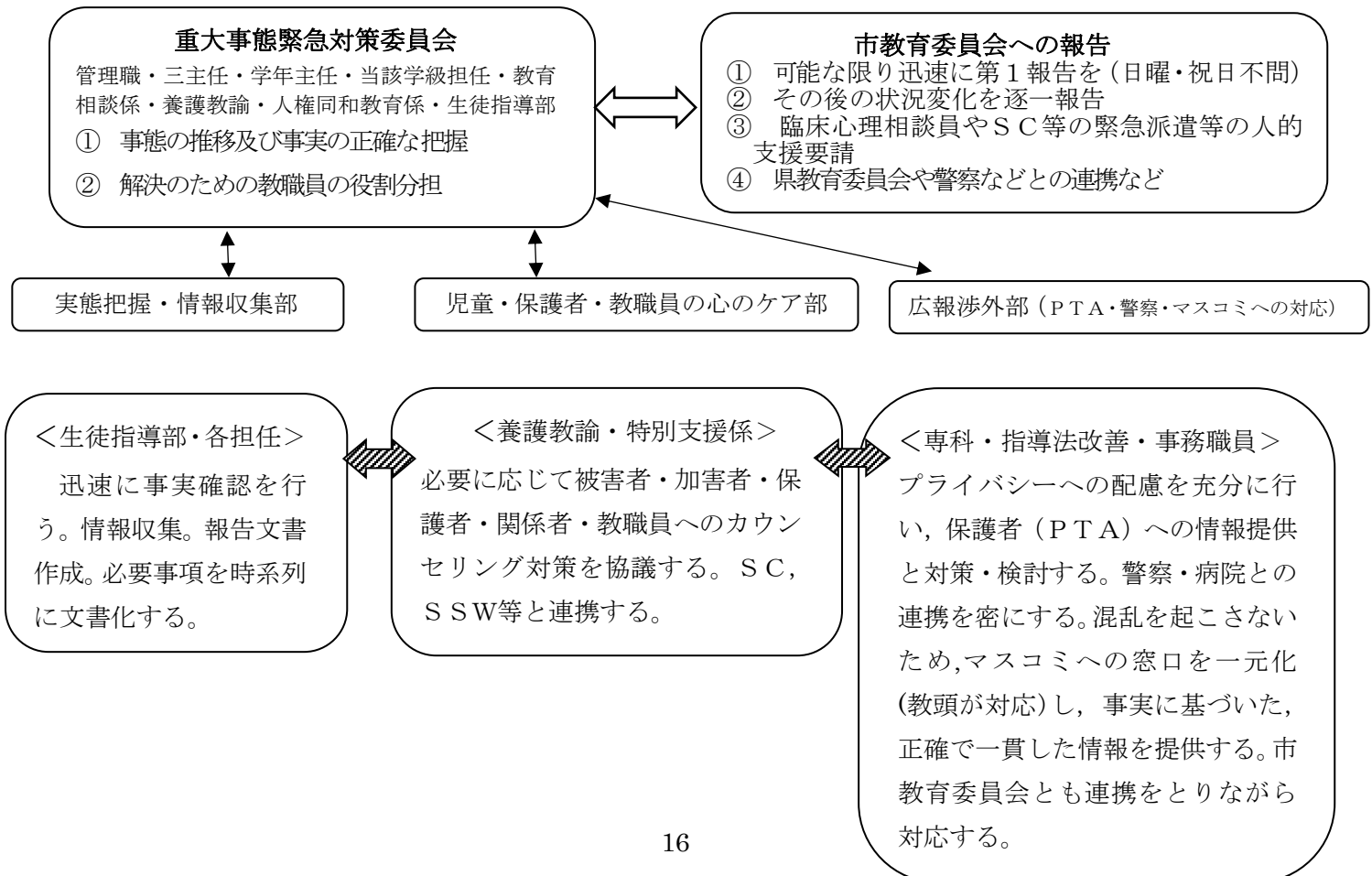
- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）法第28条第1項第1号に係る事態
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 心身に重大な被害を負った場合（身体に重大な障害を負った、精神症の疾患を発症した場合）
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合 等

いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして報告・調査に当たる。

2 重大事態発生時の組織的対応



3 事実関係を明確にするための調査の実施

- (1) 事実関係を明確にする
 - ・ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような課題があったかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し明確にする。
- (2) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ・ 聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上でのプライバシーに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。
 - ・ いじめられた児童生徒の学校復帰を最優先とした調査を行う。
 - ・ 情報を提供してくれた児童の安全を確保する。
- (3) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童が入院又は死亡した場合）
 - ・ 意識不明等の病状や死亡により、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・ 調査方法については、鹿児島市教育委員会が調査主体となる場合、調査委員会と市教育委員会・学校が連携して実施する。
 - ・ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にする。

4 その他の留意事項

- (1) いじめられた児童及び保護者への心的負担を考慮し、市教育委員会に臨床心理相談員やSC等の緊急派遣等の人的支援要請を行う。
- (2) 調査に当たっては、調査方法や調査内容について充分説明し、合意の上で調査を行う。情報提供の際も充分説明し承諾を得ておく。
- (3) 報道取材等の対応については、プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた正確で一貫した情報を提供するために、鹿児島市教育委員会と十分連携して対応する。

VIII 公表・点検・評価

- (1) この「学校いじめ防止基本方針」は、本校の実情に即して適切に機能しているかを「いじめ防止対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- (3) この「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページへ掲載し、保護者や地域住民がこの内容を容易に確認できるようにする。